公

汨

火曜日

Ш 23

令和元年7月

正

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社 福岡県久 野 毎週火金曜日 -8577 福岡市博多区東公園7番7号 -0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

令和元年7月23日 号 23

目 次

牛 示 (第156号 - 第164号)

3. ()[12003		
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
公告		
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	4
○令和元年度種苗生産事業者講習会の開催について	(林業振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	意見等	
	(中小企業振興課)	5
公安委員会		
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		
(警	察本部交通規制課)	5

○道路の占用の制限(令和元年7月福岡県告示第133号)中正誤

示

福岡県告示第156号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条 の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項 に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条 の2第4項の規定により公示する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
糸島市二丈深江	谷口 利幸谷口 修作	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区 (深江加入区)	小型船びき網漁業、 小型特定漁業及び小 型一般漁業

福岡県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小 川

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	前	三潴郡大木町 1861番1先か 三潴郡大木町 1587番1先ま	ら 大字上八院	13.0 ~ 34.6	642.0

後 1861番 1 先から 三潴郡大木町大字上八院 24.0 1587番 1 先まで 34.6

福岡県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 元年8月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 '	県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
Ī	南筑後	久留米 柳 川 線	三潴郡大木町大字上八院3208番10先から 三潴郡大木町大字上八院1587番 1 先まで

福岡県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を 制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示 する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	占用を制限する区域
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	三潴郡大木町大字上八院3208番10先から 三潴郡大木町大字上八院1587番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱 の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに 用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡 大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月6日

福岡県告示第160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 元年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米 柳 川 線	三潴郡大木町大字八町牟田698番5先から 三潴郡大木町大字八町牟田696番1先まで

福岡県告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を 制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示 する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

Ш 23 皿 \sim

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	三潴郡大木町大字八町牟田698番 5 先から 三潴郡大木町大字八町牟田696番 1 先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱 の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに 用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡 大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月6日

福岡県告示第162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 元年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 鵝 前	豊前市大字大西610番 1 先から 豊前市大字久路土14番 1 先まで

福岡県告示第163号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2の規定により次のように告示する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所 京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の3 (次の図に示す部分に限る。)、 12220 5 \ 12220 6

- 2 保安林として指定された目的 水源の添養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第164号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2の規定により次のように告示する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所 行橋市大字長井字陣山445の4、446の3、447の3、447の4、448の3、448の4、 450の3から450の5まで
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

公

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建 物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(2)第 16711号	株式会社ハッピーホーム 代表者 竹末 一幸	福岡市早良区次郎丸2-10-2

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の 定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
鹿毛馬土地改良区	令和元年7月10日

公告

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第11条第1項の規定に基づき、令和元年度種苗生 産事業者講習会(以下「講習会 | という。)を開催するので、林業種苗法施行令(昭和 45年政令第194号)第3条の規定により次のように公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 講習会の日時及び場所

E E	持	場	所	

令和元年8月30日(金曜日) 午前10時00分~午後5時00分 久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼 苗を含む。)を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする 者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講	習	科	目			講	習	時	間
種苗の産地及び	種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項							二 後3時00 後5時00	

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和元年8月21日(水曜日)までに、受講申込書(用紙は 、県の各農林事務所林業振興課で交付する。) に講習手数料14,000円(福岡県領収証 紙によること。)を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。

4 問合せ先

名 称	所 在 地	電話番号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092 - 643 - 3548
福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092 - 735 - 6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地 1 朝倉総合庁舎	0946 - 22 - 2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093 - 601 - 5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948 - 21 - 4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942 - 52 - 5188

		福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930 - 23 - 0387
--	--	------------------	------------------------	------------------

- 5 注意事項
- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市加布里字東岡浜196番1及び196番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 福岡市南区弥永一丁目3番23号 吉井 文江

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同 条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 (仮称) 万惣アルゾ宇美店
- (2) 所在地 糟屋郡宇美町桜原一丁目4964番地5 外1筆
- 2 法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

周囲には住宅地が隣接しており、騒音対策の観点から以下の2点についてお願い します。

- ・民家側の室外機の騒音対策として、室外機置場周囲を防音パネルで囲う。
- ・営業時間は朝9時以降、夜は21時までとする。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 令和元年7月23日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部3号の項中

北九州市門司区東本町1丁目6番24地先から同区清 滝1丁目680番7地先まで

北九州市門司区片上町458番4から同市小倉北区砂津1丁目323番9地先まで

北九州市門司区東本町1丁目6番24地先から同市小倉北区砂津1丁目323番9地先まで

に改める。

別表第1県道の部都地姪浜線の項中「福重4丁目396番1」を「姪浜駅南2丁目217番 | に改め、同部久留米基山筑紫野線の項の次に次のように加える。

大留米市田主丸町豊城98番7先から同市田主丸 町田主丸704番7先まで 朝倉市菩提寺576番4先から同市片延153番1先 まで

別表第1県道の部筑紫野三輪線の項の次に次のように加える。

Ц

9		大野城市乙金東 川4丁目6番15		番13先から同	司市御笠			片縄下白水線	那珂川市片縄8丁目 66番先まで	116番先から同市今光1丁目	に改め、同部三潴	
第 23	飯塚大野城線	糟屋郡宇美町貴新船5丁目1460番2	52番4先から	う同町貴			上陽線の項の次に	こ次のように加える。				
		糟屋郡宇美町ゆ 野城市御笠川4			たから大			苅田港線	京都郡苅田町磯浜町浜町1丁目17番3先	1丁目12番6先から同町磯 まで		
	別表第1県道の部	祁中						別表第1市道の部	『福岡高速5号線の項	頁の次に次のように加える。)	
	馬田頓田線	朝倉市馬田360名	番1先から同	市一木101	番先まで	を		栄町1号線	北九州市門司区栄町 266番1地先まで	J50番2地先から同区栄町		
	甘木田主丸線	線 朝倉市菩提寺576番 4 先から同市片延153番 1 先 まで						別表第1市道の部	別表第1市道の部新門司1号線の項の次に次のように加える。			
DEX						_		新門司 6 号線 北九州市門司区新門司 3 丁目59番地界		引3丁目37番地先から同区 たまで		
縣	馬田頓田線 朝倉市馬田360番1先から同市一木101番先まで				に、		別表第1市道の部西港町1号線の項の次に次のように加える。					
当	大縄下白水線							西港町 2 号線	北九州市小倉北区西 港町1000番24地先	港町15番24地先から同区西 まで		
逛	糟屋郡宇美町貴船3丁目1462番4先から同町貴 船5丁目1460番22先まで					を		別表第1市道の部黒門福浜線の項中「唐人町3丁目5番」を「黒門二区22番」に改める。				
中	飯塚大野城線			が丘3丁目2652番7先から大 ⁻ 目12番1先まで				附り 別 この規則は、会利	ロ元年7月31日から <i>版</i>	布行する。		
ш	E				_				.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3,0		
23日 火曜日		公 報 種 類	同上番号	ページ	横上一下	行	備考	正		誤		
令和元年7月	1 · 7 · 5	18 告示	133	2	0	4		令和元年7月 [∞]		令和元年7月5日		